

吹田市立高齢者いきいの家条例及び吹田市立高齢者いきいの家
条例施行規則の一部改正の骨子案

1 目的

高齢者いきいの家は、高齢者の外出の機会と交流の促進を目的として、高齢者が集い憩える場を提供し、また、健康体操や教養講座などを開催しており、介護予防や健康寿命の延伸に寄与しています。

今後、超高齢社会が更に進み、健康寿命の延伸につながる生きがい活動の促進がますます重要となります。近隣において健都が整備される中、民間事業者や地域団体も含めた幅広い団体のノウハウを活用することにより市民サービスの向上を図り、更なる施設の活性化につなげるため、指定管理者制度を導入しようとするものです。

2 条例及び規則の一部改正の内容

指定管理者制度の導入

- (1) 指定管理者を指定し、高齢者いきいの家の管理運営業務を行わせることとします。
- (2) 指定管理者の指定期間は5年とします。
- (3) 指定管理者候補者選定委員会を設置し、運営審議会を廃止します。

3 施行予定日

指定管理者による管理については、平成32年（2020年）4月1日から施行します。

指定管理者の選定手続については、公布の日から施行します。